

安 全 手 帳

<事故予防対応編

参考（一般的事項）編>



2024年12月

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

安全手帳〈事故予防対応編・参考編〉 目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第 I 部 事故予防対応編..... | 1 |
| 1. 自動車事故の防止..... | 1 |
| (1) 共通..... | 2 |
| (2) 左折・右折時..... | 5 |
| (3) 出会い頭と飛び出し..... | 6 |
| (4) 豪雨時の走行..... | 7 |
| (5) 雪道の走行..... | 8 |
| (6) 高速道路の走行..... | 10 |
| (7) 地震が発生したら..... | 11 |
| 2. 感電事故の防止..... | 12 |
| (1) 電気設備..... | 12 |
| (2) 活線及び活線近接作業..... | 13 |
| (3) 雷..... | 14 |
| 3. 火災防止..... | 16 |
| (1) 現場..... | 16 |
| (2) 事務所・倉庫..... | 18 |
| 4. 労働災害・事故発生時の処置..... | 20 |
| (1) 労働災害発生時..... | 20 |
| (2) 止血法..... | 20 |
| (3) 救命措置の流れ（A E Dの活用）..... | 21 |
| (4) 熱中症の救急処置..... | 22 |
| 5. 労働基準監督署への対応手順等..... | 24 |
| (1) 事業主の報告義務..... | 24 |
| (2) 労働者死傷病報告書の提出..... | 26 |
| (3) 労働災害保険の請求..... | 26 |
| (4) 労働災害発生後の取組..... | 27 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (5) 労働者死傷病報告..... | 28 |
| 【参考】労働基準監督署への対応..... | 30 |
| 第Ⅱ部 参考（一般的事項）編..... | 31 |
| 1. 外国人労働者 従事の際の確認事項について..... | 31 |
| (1) 外国人雇用状況の届出..... | 31 |
| (2) 外国人労働者の労働条件等..... | 31 |
| (3) 外国人労働者の安全衛生の確保..... | 31 |
| 2. 特定作業員の把握と高年齢労働者の安全と健康確保..... | 33 |
| (1) 特定作業員の把握..... | 33 |
| (2) 高年齢労働者の安全と健康確保..... | 34 |

第 I 部 事故予防対応編

1. 自動車事故の防止

交通事故の要因

人的要因

- 健康状態：疲労、睡眠不足、薬物やアルコールの影響等
- 注意力：携帯電話の使用、食事、その他注意を逸らす行為
- 技能：運転経験、運転技術、車両の操作に対する理解
- 心理状態：ストレス、焦り、怒り等、感情のコントロール
- 遵法意識：交通ルールの遵守、速度超過、信号無視等

車両要因

- 車両の整備状態：ブレーキ、タイヤ、エンジン等の機械的な状態
- 車両の装備：エアバッグ、ABS、ESC等の安全装置の有無と状態
- 荷物の積載：過積載、固定不良等、車両の重心やバランス等
- 視界：窓ガラスの清掃状態、ミラーの調整等

環境要因

- 天候：雨、雪、霧、強風等の気象条件
- 道路状況：路面の状態（滑りやすさ、凹凸）、交通量、工事区間等
- 時間帯：夜間運転、通勤ラッシュ等、運転環境に影響を与える時間的要因
- 交通環境：他の車両や歩行者、自転車の存在や行動



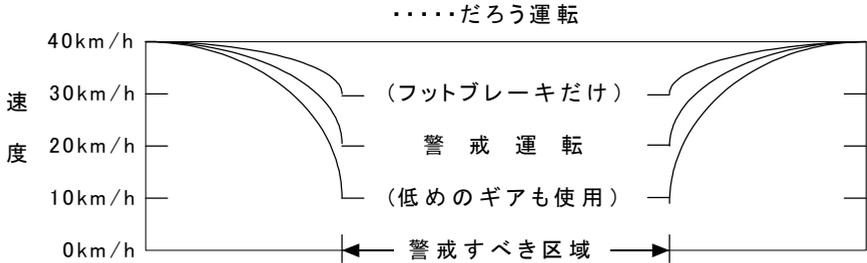
◇◇◇事故防止のために◇◇◇

- (1) 共通
- (2) 左折・右折時
- (3) 出会い頭と飛び出し
- (4) 豪雨時の走行
- (5) 雪道走行
- (6) 高速道路
- (7) 地震が発生したら

(1) 共通

- ① 出発前には、運行計画を立て、余裕を持った時間と心構えで臨む。資材の準備等は早めに行い、出発前にはアルコール検出器を用いたアルコールチェックを確実に行う。
- ② 走行時は、速度を抑え、安全運転を心掛ける。速度超過は事故のリスクを高めるため、習慣的に安全速度を維持することが重要である。
- ③ 走行時は車間距離を十分に確保し、特に渋滞中は前走車両との距離を保ち、接触・追突事故の防止に集中する。
- ④ 飛び石を発生させやすい車両（ダンプ・トラック・重機運搬車両・スポーツカー等）の後ろには不用意に近づかない。
- ⑤ 走行中は、「かもしれない運転」を実践し、常に周囲に対して警戒心を持つ。
- ⑥ ヘッドレストの無い座席には座らないようにし、安全を確保する。
- ⑦ 雨・雪・カーブ・勾配等、その状況に応じた安全速度と車間距離で走行する。
- ⑧ 後続車が急いでいる場合は、先に行かせる。一般に追従する方が安全で、疲労も軽減される。
- ⑨ 自分の運転行動をはっきりと合図し、周囲の車両や歩行者に意図を伝える。

【早めのブレーキ、ハザード点灯で後続車に注意喚起】

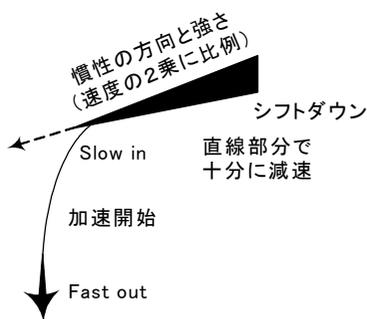


(注) 低めのギアの効用—停止距離を短縮でき、立ち上がり速度も早い

- ⑩ 無理な追い越しや追い抜きは、絶対にしない。
- ⑪ 運転中は危険の予知に集中し、安全運転を心掛ける。
- ⑫ 走行中は、地図・メモ・携帯を見ない、触らない。必要な時は、車両を安全な場所に停めて確認する。
- ⑬ ながら運転を行わないために、以下の点に注意する。
 - ・運転中は、スマートフォンや携帯電話の電源をオフにするか、ドライブモードに設定する。
 - ・スマートフォンや携帯電話は、カバンに入れて後部座席など手の届かない場所に置くようにする。
 - ・スマートフォンや携帯電話を使用する場合は、必ず車を安全な場所に停車させる。走行中の使用は絶対に避け、停車中にのみ操作する。
- ⑭ 渋滞中は追突リスクが高まるため、脇見や考え事をせず、集中力を保つ。
- ⑮ 道路(特に幹線道路)への出入りの際は、原則として左折で行う。
- ⑯ カーブでは手前で十分に減速し、カーブに入る際には前方及び斜め後方の歩行者などに注意を払い、落ち着いて通過

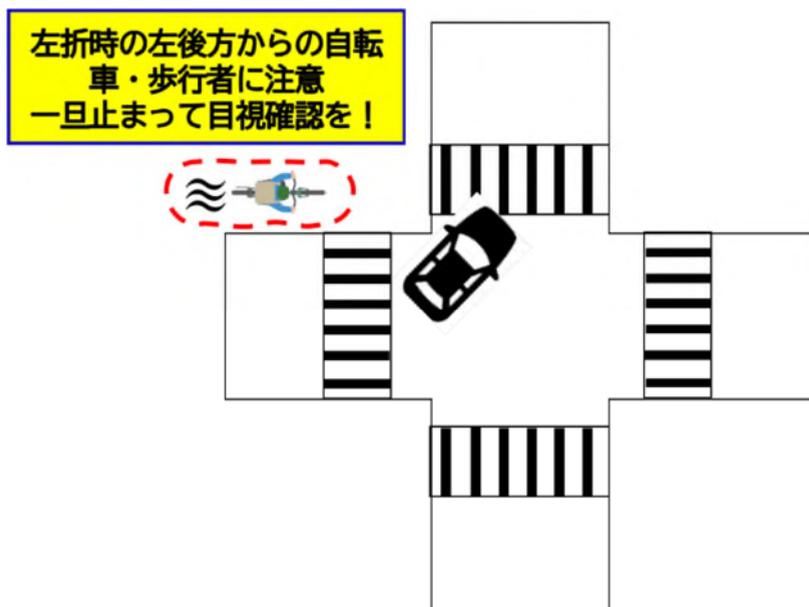
する。マニュアル車の場合は、シフトダウンをカーブ前に済ませる。

- ⑰ 山道では速度を控え、路肩に寄り過ぎないように注意する。
- ⑱ 山道のカーブ区間では、対向車線にはみ出さないようにする。山道の走行時は、昼間でもヘッドライトを点灯し対向車両へ自車の存在を周知する。
- ⑲ いかなる場合でも、飲酒運転・酒気帯び運転、運転中の携帯電話操作は絶対に行わない。
- ⑳ 過労、病気、薬物の影響等により正常な判断ができないときは、絶対に運転しない。
- ㉑ 駐停車時は、パーキングブレーキ・エンジン停止・車輪止め・施錠・鍵・ETCカード・給油カードの保管を確認して車両から離れる。
- ㉒ 夕方は早めにライトを点灯する。朝方は日の出後も点灯して周囲へ自車両の存在を周知する。
- ㉓ 慣性は、速度の2乗に比例するため、カーブでは進入前に十分に減速し、衝突時のダメージを最小限に抑えるために速度を控えめにする。



(2) 左折・右折時

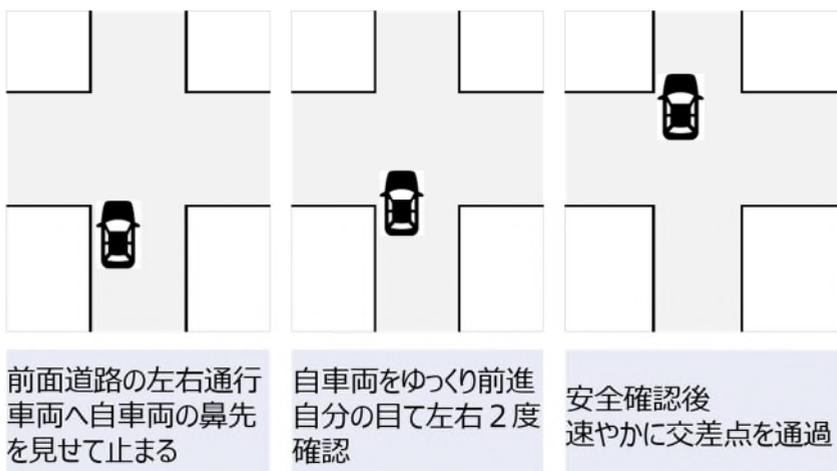
- ① 左折・右折の際は必ず30メートル手前からウィンカー点灯をして、徐々に減速する。右折時にウィンカー点灯が遅くなると、後続車の追越しを招き、ハンドル操作が早すぎると接触事故を引き起こすことを理解して運転操作をする。
- ② 左折時はできるだけ左に、右折時はできるだけ右に寄ることを心掛ける。後方確認が十分でない場合でも、相手がこちらの意図を認識しやすくなる。
- ③ 右左折時は必ず徐行し、後方からの駆け込み自転車の有無を目視で確認する。
- ④ 左折時は、歩道の自転車、歩行者の往来をよく確認して、速やかに歩道を横断する。



(3) 出会い頭と飛び出し

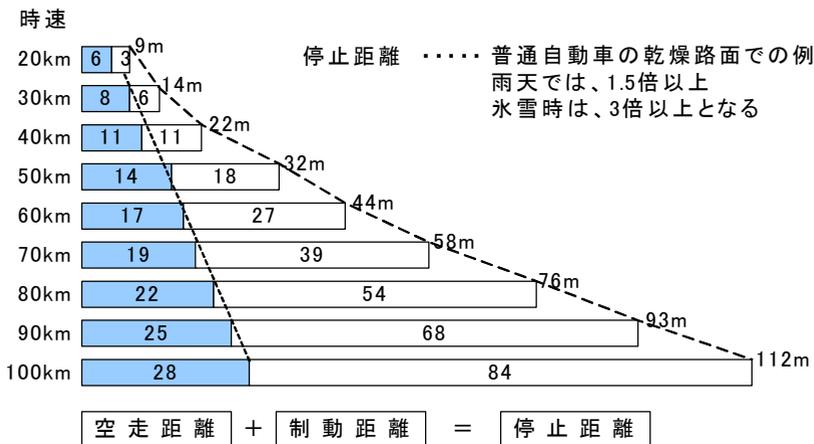
- ① 渋滞時や車両が途切れた時に、自転車、歩行者が飛び出すことを想定した運転を心掛ける。市街地の走行は、低速で走行し、前方車がトラックの場合は、車間を十分に確保して走行する。
- ② 住宅地や集落内を走行する場合には、歩行者、自転車に自車の存在を確実に認識させるよう心掛け、徐行しながら安全確認を徹底する。

信号のない交差点の通過方法



- ③ 車の制動と回転には、タイヤと路面との摩擦力が大きく影響する。路面の摩擦力は、雨・雪・氷・砂利・砂・鉄板・落葉・土などの状況によって大きく異なる。よって、制動距離も路面の状態に応じて大幅に変わるため、路面の状況に十分に注意して運転する。

- ④ マニュアル車の場合は、1段低いギアを選択することで、緊急時に停止距離を短縮できる可能性がある。



(4) 豪雨時の走行

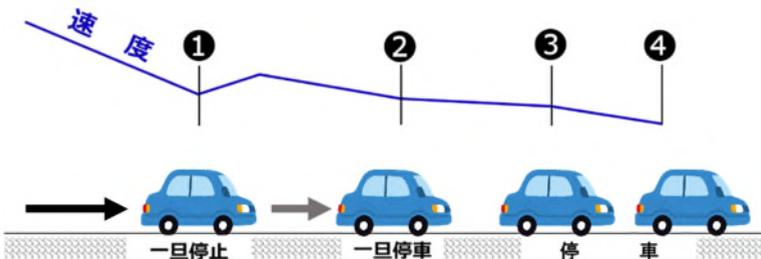
- ① 豪雨に備えて、日頃からハザードマップを確認し、危険箇所を把握する。雨量が 50mm/h 以上の降水予報が出ているときは、運転を控える。
- ② 視界を確保するため、フロントガラスの清掃やワイパーの点検整備を行う。
- ③ 視界が悪く、路面が滑りやすくなるため、通常よりも速度を落とし、慎重な運転を心掛ける。また、必要に応じて、ヘッドライトを点ける。
- ④ ブレーキの効きが悪くなることが予想されるため、通常よりも広い車間距離を確保して、追突を防ぐ。
- ⑤ 急なハンドル操作やブレーキ操作は避け、徐々に操作を行い、車両の安定性を維持する。
- ⑥ 水たまりや冠水箇所を無理に通過すると、車両の故障や事故の原因となることがある。できるだけ避けるか、安全に

通過できる深さかを確認してから走行する。

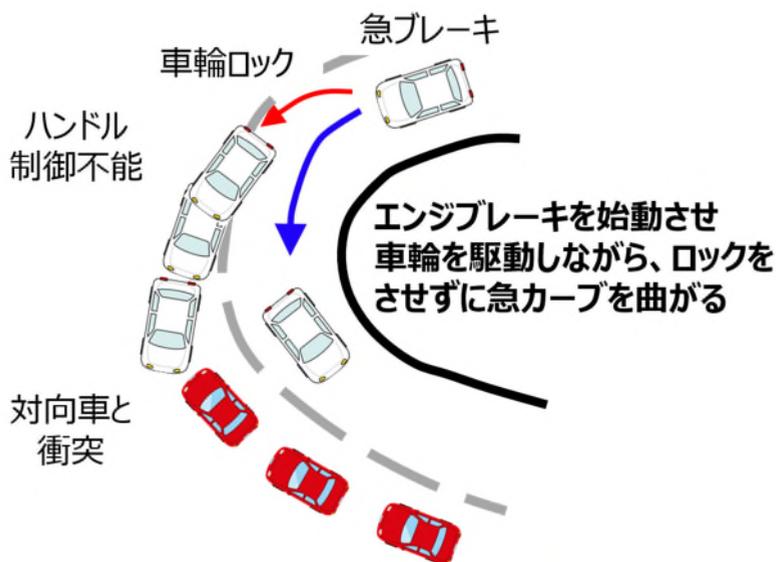
- ⑦ 前の車がよく見えないほど雨が強い状態になると、運転自体がとても危険になる。ハザードランプを点滅させ、車を路肩に寄せて止める。停止中は、テールランプを点けた状態とし、さらにブレーキペダルを踏み続け、ブレーキランプの強い光で後続車の追突を防ぐ。
- ⑧ 立体交差点や高架下などのアンダーパスや、すり鉢状にくぼんでいる道路では、冠水の危険が高まる。このような場所の走行はできるだけ避ける。道路が冠水しやすい場所の手前には、冠水への注意や冠水時の通行禁止を示す看板が設置されている場合もある。

(5) 雪道の走行

- ① 急発進・急ブレーキ・急ハンドルを避け、スムーズな運転を心掛ける。
- ② 低めのギアで、速度は控えめに、車間距離は十分にとる。
- ③ マニュアル車でギアチェンジをする際は、一段ごとにスムーズに操作する。乱暴な操作はスリップの原因となる。
- ④ 信号の手前が凍結している場合や、降雪で路面状態を確認できない場合は、常に慎重な運転を心掛ける。
- ⑤ 赤信号では、車1～2台手前で一旦停止し、その後車間を慎重に詰める。



- ⑥ ABS 未装置車の場合は、フットブレーキを通常時より早めに、何回にもわけて踏む。(ポンピングブレーキ)
- ⑦ 急ブレーキ操作は、4輪駆動車でも普通車と同様にスリップのリスクがある。
- ⑧ 見通しの悪い上りの右カーブでは、小回りを避け、車線からはみ出さない。
- ⑨ 下りの左カーブでは、十分に速度を落として進入し、対向車線にはみ出さないように注意する。



- ⑩ マニュアル車では、下り坂の途中で急激なシフトダウンをするとスリップを起こすことがあるため、手前で十分減速する。
- ⑪ FR 車は、カーブでオーバーステアになりやすく、アクセルを踏み込むほどオーバーステアになるため、アクセルは一定に保つ。
- ⑫ スタッドレスタイヤを装着していてもタイヤチェーンの準

備は怠らない。

- ⑬ 冬用の装備は、十分点検し、使用方法に慣れておく。
- ⑭ 雪道では、視界が悪くなるが多いため、昼間でもヘッドライトを点灯し、自車の存在を他の車両に知らせる。
- ⑮ 雪道での駐車時は、できるだけ平坦な場所を選び、駐車ブレーキはワイヤーが凍結してしまうことがあるため使用しない。また、車両が動かないように車体の対角線上に位置する前後2箇所に輪留めを設置する。
- ⑯ 雪道での発進時は、タイヤが空転しないようにアクセルをゆっくりと踏み込む。必要に応じて、砂や塩をタイヤの下に撒いてグリップを向上させる。

(6) 高速道路の走行

- ① 高速道路では、ゆとりのある運転計画を立て、1時間30分から2時間に一回は休憩をとるようにする。
- ② 高速道路を走行する前に、燃料・タイヤの空気圧・冷却水・ウォッシャー液・ファンベルトの緩み等を目視点検する。点検で異常が見つかった場合は、正常に戻してから出発する。
- ③ 故障などで停止する場合に備え、停止表示器材(停止表示板・停止表示灯)を確認する。
- ④ 積み荷の点検を行い、荷崩れ・落下・飛散のないようにする。
- ⑤ 路側帯や路肩を走行しない。
- ⑥ 車間距離は、乾燥路面では走行時速と同じメートルの距離をとる。路面が濡れている場合やタイヤ溝が摩耗している場合は、1.5倍以上の車間距離をとる。
- ⑦ 急ブレーキ・急ハンドルを避けるため、常に前後の車や追い越し車線等の車の動向を把握しておく。
- ⑧ 強風時は、橋の上や切り通し・トンネル出口など横風が強く

吹くところではあらかじめ速度を控え、ハンドルを取られないようにしっかり握る。

- ⑨ 雨・雪等の悪天候下ではスリップやハイドロプレーニング現象が発生する可能性があるため、規制速度を守る。
- ⑩ 高速走行時は、前車のタイヤ溝にある小石が飛ぶことがあるため、十分な車間距離をとって走行する。
- ⑪ 高速道路を走行する計画がある場合は、前日に十分な睡眠を取り、体調が優れない時は、運転をせず、上司・仲間に運転を交代してもらう等のコミュニケーションを忘れない。

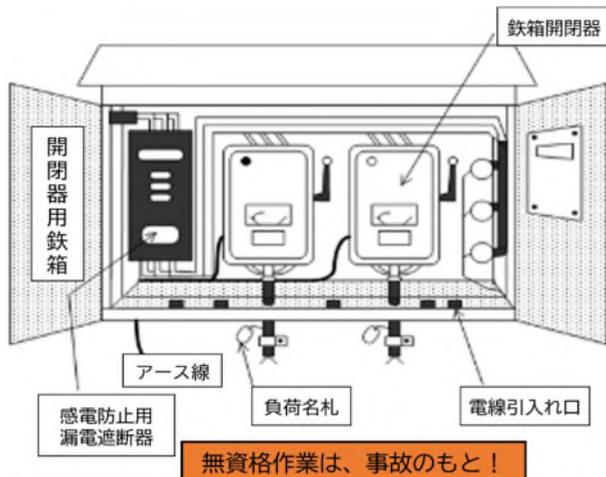
(7) 地震が発生したら

- ① 地震を感じたら、ハザードランプを点灯させ、周囲の車両に注意を促す。
- ② 周囲の状況を確認しながら徐行で道路の左側に車を寄せ、安全な場所に停止する。
- ③ 二次災害のリスクがあるため、揺れが収まるまでは車外に出ず、スマートフォンやラジオで情報を収集しながら待機する。
- ④ 津波に関する警報等が出た場合は、高台への避難を行う。

■車を置いて避難する場合の注意点

- ⑤ 通行の妨げにならないよう、できるだけ道路外の場所に車を移動し、エンジンを止めて駐車する。
- ⑥ 窓を閉め、ドアはロックせずにキーを付けたままにするか、運転席周りの分かりやすい場所に置き、緊急時に他人が車を移動できるようにする。

2. 感電事故の防止



(1) 電気設備

- ① 電源設備には取扱責任者を明示し、高圧は取扱者を特定する。
- ② 分電盤には、漏電遮断器を組み込み、各スイッチには誤操作を防ぐために作業機名を明記する。扉は施錠する。
- ③ 分電盤は雨などに濡れない場所を選び、1m以上の高さに設置するのが望ましい。
- ④ 電気機器は、緑色コードで、よく導通するアースを取付ける。
- ⑤ 使用前に電源電圧を確認する。
- ⑥ 修理をするときは、必ず電源を切り、目立つところに「修理中」の札をかける。電源OFFは、2人で確認する。
- ⑦ 濡れた手や裸足は危険である。特に左手の感電は心臓に直撃するリスクがある。
- ⑨ 野外の電源、照明灯、接続端子等は、防水措置を施す。
- ⑩ 可搬形発電設備で出力 10kw 以上の設備を使用する場合

は電気主任技術者を選任する。手配できない場合は、電気保安協会へ依頼する。

- ① 作業者に対して定期的な教育と訓練を実施し、感電事故のリスクや安全対策について周知徹底する。

(2) 活線及び活線近接作業

- ① 活線近接作業においては、保護管を使用するほか、絶縁台、絶縁手袋、ゴム長靴などを使用する。

送・配電線からの離隔距離

| 電路 | 送電電線 (V) | 最小離隔距離 (m) | |
|-----|----------|------------|----------|
| | | 労働基準局長通達 | 電力会社の目標値 |
| 配電 | 100~200 | 1.0 以上 | 2.0 以上 |
| | 6,000 | 1.2 // | 2.0 // |
| 送電線 | 22,000 | 2.0 // | 3.0 // |
| | 66,000 | 2.2 // | 4.0 // |
| | 154,000 | 4.0 // | 5.0 // |
| | 275,000 | 6.4 // | 7.0 // |
| | 500,000 | 10.8 // | 11.0 // |

- ② 活線近接作業の現場では、作業指揮者を定め、防護の具体的な方法を作業者に周知・確認する。
- ③ 高圧活線下では、長尺物は材質にかかわらず倒して持ち、携帯品も近接限界内に近づけてはならない。やむを得ない場合は、電力会社に停電の手配をする。
- ④ 金属類は、できるだけ高圧活線下に持ち込まない。
- ⑤ 高圧活線付近では、ボーリングロッドは『1本切り』と明確な指示をする。

⑥ 低圧でも通電中の電線で作業は行わない。



| | | | |
|------|------|-------------------------|------------------|
| 注意事項 | 低圧 | 直流: 700V以下 – 交流: 600V以下 | |
| | 高圧 | 直流 | 750V以上 ~ 7000V以下 |
| | | 交流 | 600V以上 ~ 7000V以下 |
| | 特別高圧 | 直流・交流 | 7000Vを超えるもの |

(3) 雷

① 作業開始前に、気象情報を確認して「雷警報」が発令されている場合は、作業を中止又は待機とする。

「雷注意報」が発令の場合は、全作業員へ周知をして雷鳴が聞こえた場合は、一時、作業を中止または退避する。

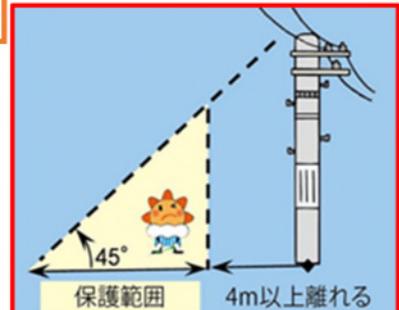
作業中に、雷鳴または落雷が発生した場合は、直ちに作業を中止して安全な場所で退避する。

② 自動車への落雷は、車体を通じて電流が地面に伝わるため、車内にいれば安全である。

- ③ 周囲が開けた原っぱやグランドなどでは、地面にひれ伏すようにできるだけ姿勢を低くする。
- ④ 付近に高い建造物や樹木があれば、壁や幹・枝先から4 m以上離れてその頂を45度よりやや大きめの仰角でみるような場所で、姿勢を低くする。
- ⑤ 山岳地などの高地では尾根筋を避け、山腹の立木・岩などから離れて姿勢を低くする。



落雷時、安全な場所へ避難



立木・電柱への避難方法

3. 火災防止

(1) 現場

- ① 引火性物質や火薬類の保管場所には、火気厳禁の標識を掲げ、その物の名称を明示する。
- ② 火気厳禁の場所では、火気を使用せず、喫煙もしない。
- ③ たき火はしない。
- ④ 電工ドラムは、屋外用の漏電遮断機能を備えたものを使用。使用時は、コード全線を巻き出して使用する。
- ⑤ 延長コードは、VCT 刻印のある3線仕様のものとする。
- ⑥ 喫煙は定めた場所で行い、歩きタバコやくわえタバコはしない。山間部での携帯吸殻入れを使用した喫煙も禁止とする。また、旅館や宿舎での寝タバコについても厳禁とする。
- ⑦ たばこの吸い殻は、配備した灰皿に始末をする。吸殻の消火を確認してからその場を去る。
- ⑧ 作業場での喫煙場所は、防火措置を行った上で、次の資材を装備して「喫煙場所」の表示を行う。
 - ・消火器・防火バケツ
 - ・吸い殻入れ



喫煙場所の配備



“いま捨てた タバコの温度は700度”

- ⑨ 腰にぶら下げる携帯蚊取り線香の蓋を脱落させない。
- ⑩ 電工ドラムは、コードを巻付けた状態で使用を続けると、コードの熱が本体の芯部に伝わり、やがて、コードが溶解して漏電する。使用時は、全線を巻き出して使用する。

電工ドラム 使用時全線巻き出し措置



- ⑪ 消火器の配置が必要な現場については、全員が使用できるように定期的に訓練を実施する。

(2) 事務所・倉庫

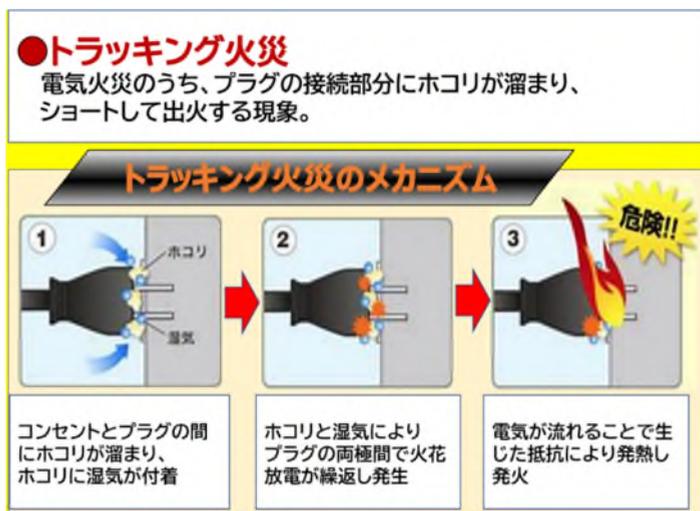
- ① パラフィンの溶解時には消火器を用意し、そばから離れない。パラフィンに引火した場合は水をかけない。爆発する可能性がある。
- ② ガス用ゴムホースが熱を受ける場所では、断熱材で保護する。可燃物に鉄板を密着して張ってはいけない。
- ③ ビニール被覆のコードやキャプタイヤケーブルは、床上を這わせたままで使わない。必ずプロテクターで保護し、テーブルタップなども床上では使わない。
- ④ トラッキング火災防止のため、長期間コンセントを差したままの状態にしない。また、たこ足配線火災防止のために、1ヶ所のコンセントの許容量を超えた電気器具の使用は避ける。
- ⑤ コンセントなどの継電設備付近には、可燃物を置かない。コンセントの差し込みは確実に行う。中途半端な差し込みは漏電や火災の原因となる。
- ⑥ 電工ドラムの使用時は、コード全線を巻き出して使用する。(芯部の予熱による漏電防止措置)
- ⑦ バッテリーを充電する時はキャップを緩め、火気を近づけない。
- ⑧ 最終退出者は、必ず火元、ガスの元栓、電源をチェックする。
- ⑨ 消火器等の置き場所は、すぐわかるように表示しておく。
- ⑩ 火気取締(取扱)責任者を定めて表示しておく。
- ⑪ 非常持ち出し品と防火体制を明確にしておく。
- ⑫ 持込み消火器は、1回/6ヶ月の頻度で自主点検を実施し、点検日を貼付しておく。

【自主点検：ノズル・外観・底盤の劣化確認】

(使用期限：一般用 5 年/産業用 10 年が目安)

- ⑬ 持込み消火器は、可燃物から離して持ち出しやすい場所に配備する。
- ⑭ 倉庫内は常に整理整頓を励行し、不要な可燃物や廃棄物は適切に処分する。雑然とした倉庫は火災リスクが高まるため、定期的な清掃と点検を実施する。

■トラッキング火災



■たこ足配線



たこ足配線による発火



4. 労働災害・事故発生時の処置

現場の着手前、作業開始前には、全関係者で「緊急連絡体制」と近傍の救急医療の場所を再確認する。万一の災害発生時には、速やかに会社並びに発注者等の関係各所へ連絡する。

異常時の第一報は、15分～30分以内を目安に迅速に行う(別に発注者等からの指示等ある場合はそれに従う)。

また、重大な労働災害の場合は、警察署・労働基準監督署へ連絡する。被災者の搬送等で現場を離れる際は、関係者へ行先を通知する。

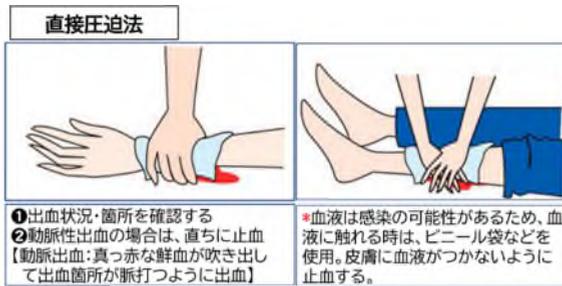
(1) 労働災害発生時

- ① 災害に直結した設備、機械等の運転や作業を直ちに止める。
- ② 被災者を救出・応急手当後、必要により救急車を手配する。
- ③ 被災者の以下の状況を確認し、簡潔に救急医療機関へ伝達する。
 - ・ 反応レベルの確認（声掛けの応答、痛みへの反応）
 - ・ 大出血の確認
 - ・ 気道の確認（口内異物等）
 - ・ 正常な呼吸の確認（胸の動き、呼吸音等）
- ④ 二次災害を防ぐ処置をとる。
- ⑤ 災害発生現場の保存につとめる。
- ⑥ 災害発生からの一連の経緯を野帳等に記録して、後の災害報告、再発防止対策に活用する。

(2) 止血法

- ① 被災者の出血状況・箇所を確認する。
- ② 動脈性出血の場合は、出血している傷口をガーゼやハンカチなどで直接強く押さえて直ちに止血を行う。

③ 作業現場には、救急用具を配備する。



(AED イラスト Blospot.com「救急救命措置」より引用)

(3) 救命措置の流れ (AEDの活用)

- ① 意識不明者・吐き気のある人・口内からの出血者は、窒息させないため、心臓を上にして、横向きに寝かせる。
- ② 頭をうしろにゆっくり反らせて（頸椎を損傷させないように）気道を確保する。
- ③ 人口呼吸は、被災者の状況に応じて実施する（胸骨圧迫と組み合わせて行うことを推奨）。
- ④ 近傍の人（他人でも）にAEDの手配を大きな声で要請する。



(AED イラスト Blospot. Com「救急救命措置」より引用)

1次救命処置の流れ(心肺蘇生法とAEDの活用)



(AED イラスト Bloodspot. Com「救急救命措置」より引用)

(4) 熱中症の救急処置

熱中症を疑うような症状を発症した場合の一般的な応急処置を次ページに示す。同図では、「意識は鮮明である」場合以外は救急隊を要請することになるが、本人の意思に関らず、極力、専門医療による診断措置をとる。

作業中・業務中の体調異常

熱中症を疑う症状があるか？

めまい・失神・立ちくらみ・こむら返り・大量の発汗・体がだるい・力が入らない・真直ぐ歩けない

速やかに作業を中止—報告

YES

体

意識はあるか？

NO

即：救急隊を要請

調

涼しい環境へ避難

涼しい環境へ避難

確

水分を自力で摂取できるか

NO

即：医療機関へ搬送

認

意識はあるか？

NO

YES

YES

念のため、医療機関で診断

自宅・宿舎で静養

【熱中症の救急処置】

5. 労働基準監督署への対応手順等

万一、業務中に労働災害が発生した場合、被災者の救護を最優先とし、適切な対応を進めるために、労働基準監督署への対応手順等について示す。

(1) 事業主の報告義務

事業主には、労働災害の防止義務・補償義務並びに報告義務がある。

事業主は、労働災害を防止するため、労働安全衛生に基づく安全衛生管理責任を果たさなければならない。

事業主に労働安全衛生に係る法違反がある場合、労働災害発生に関わらず、労働安全衛生法等により、刑事責任が問われることもある。

<重要確認事項>

万一、労働災害が発生した場合、事業主は労働基準監督署への報告義務が生じるが、労働災害発生時の報告は、迅速な対応が求められる。特に、被災者が重症または重篤の場合は、発生から15分～30分以内での報告が重要となる。発生現場の状況や事業主側の都合等で報告が遅れた場合、労働基準監督署からは、“労災隠し”の疑いをもたれる場合もある。

例え軽症の労働災害であっても、事業主は、被災者救護の観点から、迅速な報告を行うよう努める。

- ① 労働者が労働災害により負傷した場合などには、休業・補償給付などの労災保険給付を労働基準監督署長宛に提出する。なお、休業4日未満の労働災害については、労災保険による休業補償給付は受けることができない。そのため、事業主(使用者)は、被災した労働者に対し、休業補償を行わなけれ

ばならない。

- ③ 労働災害が発生した場合、当該事業主は、労働基準法により補償責任を負わなければならない。しかし、労災保険に加入している場合は、労災保険による給付が行われ、事業主は、労働基準法上の補償責任を免れる。

【但し、労災によって労働者が休業する際の休業1～3日目の休業補償（不休災害）は、労災保険からは給付されないため、労働基準法で定める平均賃金の60%を事業主が直接、労働者に支払う必要が生じる】

※労災保険に加入していない場合、事業主は、労働基準法上の補償責任を負うことになる。

- ④ 場合によっては、労働基準法上の補償責任とは別に、当該労働事故について、不法行為・債務不履行（安全配慮義務違反）などの事由により被災者等から事業主に対して民法上の損害賠償請求がなされることもある。

この場合には、二重補填という不具合を解消するため、上記労働基準法に基づく保証が行われたときは、その価額分は民法による損害賠償の責を免れることが、規定されている。

- ⑤ その他、労働災害が発生した場合、労働基準監督署にその労働災害を報告しなかったり、虚偽の報告を行ったりした場合にも、刑事責任が問われることがあるほか、刑法上の業務上過失致死傷罪等に問われる場合もある。

(2) 労働者死傷病報告書の提出

事業主は、労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく労働者死傷病報告書を労働基準監督署に提出しなければならない。

【労働安全衛生法第 100 条、労働安全衛生規則第 97 条】

| | |
|---|---|
| 1 | 労働者が労働災害により、負傷、窒息または急性中毒により死亡または休業したとき |
| 2 | 労働者が就業中に負傷、窒息または急性中毒により死亡または休業したとき |
| 3 | 労働者が事業場内またはその附属建設物内で負傷、窒息または、急性中毒により死亡または休業したとき |
| 4 | 労働者が事業の附属宿舍内で負傷、窒息または急性中毒により、死亡または休業したとき |

- 労働者死傷病報告書の提出に関する不明な点は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署に確認する。

(3) 労働災害保険の請求

労働災害によって負傷等した場合などには、労働基準監督署に備付けの請求書を提出することにより、労働基準監督署で必要な調査を行い、労災保険給付が確定する。

① 療養補償給付

療養した医療機関が労災保険指定医療機関の場合には「療養補償給付たる療養の給付請求書」の療養を受けた医療機関に提出する。請求書は、医療機関を經由して労働基準監督署長に提出される。このときは、療養を受けた医療機関に療養費を支払う必要はない。

療養した医療機関が労災指定医療機関でない場合には、一

且、療養費を立て替えて支払うこととなる。その後、「療養補償給付たる療養の費用請求書」を、直接、労働基準監督署長に提出すると、立て替えた療養費の費用が支払われる。

② 休業補償給付

労働災害により休業した場合には、第 4 日目から休業補償給付が支給される。

「休業補償給付支給請求書」を労働基準監督署長に提出する。

③ その他の保険給付

上記①②の他にも障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金及び介護補償給付などの保険給付がある。

※一人親方や企業の役員等は、労災保険の対象外となるため、建設現場での労働災害についての補償がありません。元請の保険も使えないため、特別加入していない場合、建設現場へ入れないことがあります。一人親方の労災保険に特別加入していることを確認することが重要です。

(4) 労働災害発生後の取組

① 労働災害発生直後から、事業所と連携して労働基準監督署への対応を協議

② 使用する労働災害保険の確認と決定

原則は、元請会社の労働災害保険を適用

【要：協議】

③ 当該労働基準監督署への訪問・・・発生後の第一報は電話報告【※発生後、15分～30分以内の対応】

・労働災害申請手続きの対応

・・・被災会社の代表者

< 労働基準監督署提出書類 >

(ア) 死傷病報告

【様式第 23 号：休業 4 日以上の診断の場合】

< 病院提出書類 >

(イ) 搬送病院

【労災指定：様式第 5 号 未指定：様式第 7 号】

(ウ) 入院・手術を実施した病院・リハビリ実施病院・薬局

【労災指定：様式第 5 号 未指定：様式第 7 号】

(エ) 自宅最寄りの医療機関に変更して通院（医療機関の形態問わず）【様式第 6 号】

※各書類を提出後、労働基準監督署から申請受理の連絡が入る。

(5) 労働者死傷病報告

被災者が死亡または休業する場合、労働基準監督署に労働者死傷病報告という書類を提出する必要がある。これには様式 23 号・24 号の 2 種類があり、被災状況に応じて使い分ける必要がある。

【様式 23 号】 ➡ 休業 4 日以上の診断結果の場合

- ・被災者が死亡した場合、あるいは被災者の負傷が重篤 4 日以上を余儀なくされる場合に提出する書類。

【状況が確定(治療病院の診断結果)次第、速やかに提出】

【様式 24 号】 ➡ 休業 4 日未満の診断結果の場合

- ・休業が 1～3 日で済む場合に提出する書類。
- ・四半期ごとに労働基準監督署へ経過状況を継続して提出。

※2025 年(令和 7 年)1 月 1 日より電子申請が原則義務化される
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html)

労災発生時の請求等に関する指定様式

| 労災指定様式 | 様式名 |
|--|--|
| 最初に診療を受ける病院へ提出 様式第 5 号 | (業務災害用) 療養補償給付たる療養の給付請求書 |
| 指定病院を変更する場合に提出 様式第 6 号 | (業務災害用) 療養補償給付たる療養の給付請求書 |
| 最初に診療を受ける病院へ提出 様式第 16-3 号 | (通勤災害用) 療養補償給付たる療養の給付請求書 |
| 病院を変更する場合に提出 様式第 16-4 号 | (通勤災害用) 療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等変更届 |
| 休業補償【業務災害用】 様式第 8 号 | 休業補償給付支給請求書 業務又は通勤が原因となった負傷や疾病による療養のため労働することができず賃金を受けていない時の |
| 様式第 16-6 号 | 第 4 日目から休業給付が支給される |
| 様式第 7 号 労災指定病院以外で療養・治療を受けた場合、ギプス代等費用請求書 | (業務災害用) 療養補償給付たる療養の費用請求書 |

| | |
|-------------------|---|
| 調 剤 薬 局 提 出 | <p>※病院以外で調剤薬局において薬を受け取られた者については、上記病院提出用とは別に、調剤薬局用として書類が必要となるため、注意する。</p> <p>※労災指定医療機関であれば様式第 5 号の書類提出でも問題なし</p> |
|-------------------|---|

【参考】労働基準監督署への対応

- ①当該現場で作業員が、常時 50 名以上の現場では、管轄の労働基準監督署へ事前の届出（特定事業報告、特定元方事業者事業開始報告）が必要。
- ②当該現場管轄内の労働基準監督署を把握しておく。
- ③労働災害発生時は、速やかに、当該労働基準監督署へ報告の義務がある。
 - ・作業中に発生したケガは、例え、軽微なものであっても労働基準監督署へ報告する。
 - ・ケガの程度等による労災報告の有無は、労働基準監督署が判断するものであり、事業者等の判断で報告を怠らないようにしなければならない。
 - ・被災者の救出、保護を優先するために、すべての傷病については、報告義務を遂行する。

※労働災害の届け出に関する様式は、インターネットで検索可能

主要様式ダウンロードコーナー（労災保険給付関係主要様式）厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko
you_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko
you_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html)

第Ⅱ部 参考（一般的事項）編

1. 外国人労働者 従事の際の確認事項について

(1) 外国人雇用状況の届出

雇用している外国人労働者の氏名、在留資格及び在留期間、在留カード番号等の「外国人雇用状況の届出」の記載項目を在留カード等で確認の上で漏れなく記入し、期限までに所管のハローワークに「外国人雇用状況の届出」を提出していることを雇用する事業者^①に口頭にて確認する。

（雇用状況の提出書類等の提出依頼は行わない。）

(2) 外国人労働者の労働条件等

- ① 日本語の習熟度の確認は、本人に話しかけて確認する。
- ② 当該現場の作業ルールについては、雇用する事業者の職長とよく協議を行い本人に周知し理解を得る。

(3) 外国人労働者の安全衛生の確保

- ① 外国人労働者が理解できる方法により、安全衛生教育等を実施する。
- ② 職場内にある労働災害を防止するための標識・掲示等について、外国人労働者が理解できるよう図解やピクトグラム安全表示板などを活用する。
- ③ 安全衛生教育や健康相談の実施は、法律により、義務付けられている。安全衛生教育の実施方法や、労働災害防止に関する標識、掲示等について、外国人労働者が理解できるよう努める。
- ④ 外国人労働者の不安を解消する一つの方法として、保護帽の氏名

記載は、他作業員が理解しやすいようにカタカナ又はアルファベット表記を行い、作業に従事し、他作業員とのコミュニケーションを図れるように工夫する。

- ⑤ 現場作業で異常事態または緊急事態が発生した場合は、外国人労働者が容易に理解できる合図方法を行って安全と衛生を確保する。

「異常・緊急時の声掛け合図方法注意喚起表示板」の内容について、事前に周知と理解を得て、作業場に掲示等の活用を行う。



異常・緊急時の声掛け合図 注意喚起ピクトグラム表示板の例

2. 特定作業員の把握と高年齢労働者の安全と健康確保

(1) 特定作業員の把握

労働安全衛生法・規則で作業の制限を規定されている作業員を特定作業員として把握し、適切な作業配置を指示・確認する。

法第六十二条第一項の厚生労働省で定める重量物を取り扱う業務は、次の表の上欄に掲げる年齢及び性の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務とする。

| 年齢及び性別 | | 重量（キログラム） | |
|----------|----|-----------|---------|
| | | 断続作業の場合 | 継続作業の場合 |
| 満 16 歳未満 | 女性 | 12 | 8 |
| | 男性 | 15 | 10 |
| 満 16 歳以上 | 女性 | 25 | 15 |
| 満 18 歳未満 | 男性 | 30 | 20 |

（原則は、体重の 40%以下とし、女性は、男性の 60%以下を目安とする。）

① 年少者

年少者（満 18 歳未満）の就業については、労働省令第 13 号「年少者労働基準規則」に準じて就業させなければならない。

- ・満 18 歳未満の者を作業に従事させる場合は、その保護者の事前承認を得て、申し送り事項を交わしておく。
- ・年少者は、午後 10 時～翌日午前 5 時まで、就労はできない。
- ・年少者の週労働時間は 40 時間を超えてはならない。

- ・年少者の就業制限の業務範囲として、以下の業務を禁止する

24 項 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危険を受けるおそれのある所における業務

25 項 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く）

② 女性

妊娠中及び産後一年を経過しない女性を現場作業に配置しない。

女性が人力のみで運搬できる重量物は、男性の60%程度とする。

（例）体重60kgの男性作業者が取扱う荷物の重量制限は

男性：40%以下/体重 = 24kg以下とし、

女性は、男性の60%以下程度 = 14.4kg以下を目安とする。

③ 高年齢労働者

労働安全衛生法では55歳以上を高年齢労働者と規定している。

高年齢労働者への作業環境の整備は、作業自体の整備となり安全作業に取り組む際、潜在リスクを低減または除去できる。

詳細は、「2. 高年齢労働者の安全と健康確保」に記載。

(2) 高年齢労働者の安全と健康確保

厚生労働省は、2020年3月16日、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を公表。

1) エイジフレンドリーの取組

- ① 事業者は、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取組むように努める。
- ② 労働者は、事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力する。
 - ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める。
 - ・日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取組む。
- ③ 高年齢労働者の災害を低減・除去する取組は、すなわち、全作業者が働きやすい作業環境の構築になることにつなげる安全管理を推進する。



エイジフレンドリー ピクトグラム安全表示板の活用による見える化(例)

2) 具体的な取組

- ① 安全衛生管理体制の確立等
経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や

担当者を指定するとともに、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施する。

② 職場環境の改善

照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面の対策とともに、勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策の実施に向けて取り組む。

③ 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康診断や体力チェックによる、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握する。

④ 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力に応じて、安全と健康の点で適合する業務（作業）をマッチングするとともに、集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む。

⑤ 安全衛生教育

十分な時間をかけて、写真や図、映像等、文字以外の情報も活用した教育の実施。また、再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高年齢労働者には、特に、丁寧な教育及び訓練を行う。



